

## 手続補正指令書（方式）

審判請求の番号	不服2008-12599
(特許出願の番号)	(特願2006-130763)
起案日	平成21年10月22日
審判長 特許庁審判官	早野 公恵
請求人	久保田 英文 様

平成21年10月19日付け提出の手続補正書について、方式上の不備がありますので、この指令の発送の日から30日以内に、下記事項を補正した手続補正書（方式）を提出しなければなりません。

上記期間内に手続の補正をしないときは、特許法第133条第3項の規定により平成21年10月19日付け提出の手続補正書に係る手続を却下することになります。

### 記

1. 手続補正書の「【手続補正1】」の欄を削除した書面。

（注）要約書の補正期間（出願日から1年3月）を経過した後に提出しています。

1. 手続補正書の【手続補正2】の欄。

（注）特許出願について拒絶査定の際の謄本の送達があった後の補正をするときは、特許請求の範囲の全文を単位として補正しなければなりません（特許法施行規則様式第13の備考7参照）。

※次の様式見本を参照して「手続補正書（方式）」を作成してください。

【書類名】	手続補正書（方式）
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁審判長 殿
【事件の表示】	
【審判番号】	不服2008-12599
【出願番号】	特願2006-130763
【補正をする者】	
【識別番号】	399040760
【住所又は居所】	千葉県四街道市大日481-59
【氏名又は名称】	久保田英文
【発送番号】	〇〇〇〇〇〇

**【手続補正1】**

**【補正対象書類名】** 手続補正書  
**【補正対象書類提出日】** 平成21年10月19日  
**【補正対象項目名】** 手続補正1  
**【補正方法】** 削除

**【手続補正2】**

**【補正対象書類名】** 手続補正書  
**【補正対象書類提出日】** 平成21年10月19日  
**【補正対象項目名】** 手続補正2  
**【補正方法】** 変更  
**【補正の内容】**

**【手続補正2】**

**【補正対象書類名】** 特許請求の範囲  
**【補正対象項目名】** 全文  
**【補正方法】** 変更  
**【補正の内容】**

**【書類名】** 特許請求の範囲

**【請求項1】**

：

**【請求項3】**

：

(※全文を記載してください。)

---

この通知に関するお問い合わせがございましたら、下記までご連絡ください。

審判課第1担当 坂本 泰博

